



# やおっち商い通信

令和5年7月号  
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

## 📌 経済対策

### 「やおっち物価高騰重点支援応援券」が配布されます。

- 対象者  
町民ひとりあたり5,000円（額面500円券10枚綴り）  
※8月1日現在、八百津町に住民票があるすべての町民。
- 利用期間  
お手元に届いてから令和5年12月31日(日)まで
- 配布方法  
8月初旬にゆうパックにより各世帯へ配布  
※世帯人数分を世帯主へ配布

### 《登録店について》

令和4年度「八百津町やおっちふるさと応援券交付事業」、または「八百津町やおっち物価高騰重点支援応援券交付事業」の登録店は、引き続き登録店とさせていただきます。

※登録店をご辞退される場合は、八百津町商工会または役場地域振興課までご連絡ください。

あらたに登録店になりたい事業者の方は、八百津町商工会または役場地域振興課にて登録店申請を7月24日(月)までに行ってください。

※登録店は随時受け付けますが、応援券発送時に同封する取扱店一覧には掲載できませんのでご理解をお願いいたします。

※登録店のみなさまには、7月中旬以降に登録店ポスターを配布いたします。

## 📌 税務支援

### 源泉所得税の納付をお忘れなく！

本年も、源泉所得税の納付を行う時期となりました。源泉所得税は、給与の支払を受けるひとりひとりについて、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税金です。

源泉所得税の半期分(1月～6月まで)を7月10(月)までに納付してください。

なお、納付書は税務署から個々に送付されたOCR様式のものを使用してください。

- 相談日： 令和5年 7月6日(木)・7日(金)・10日(月) ※予約不要

いずれの日も、午前9時～午後4時

- 場 所： 商工会館

- 納付相談にご持参いただくもの

- ・ 令和5年度分 源泉徴収簿

- ・ 納付書

※なお、令和4年度分に未還付税額がある方は、令和4年度分の源泉徴収簿を持参ください。

☛ 資金繰り支援

★各種融資制度のご案内★ ~なお、審査によりご希望に沿えない場合があります~

□日本政策金融公庫

○マル経融資

商工会の経営支援実績が6か月以上あり、町内に事業所を有する小規模事業者

※八百津町商工会金融審査委員会の審査を受ける必要があります。

1. 融資限度額 : 2,000万円
2. 資金用途及び返済期間  
運転資金 : 7年以内 (うち据置期間 1年以内)  
設備資金 : 10年以内 (うち据置期間 2年以内)
3. 保証人・担保 : 不要
4. 利率 : 都度変動がありますので、お尋ねください。

□岐阜県信用保証協会

○県小口Z

従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の事業者

※宿泊業、娯楽業は、20人以下

1. 融資限度額 : 2,000万円  
※既存の保証付き借入の残高と合算して2,000万円以内
2. 資金用途及び返済期間  
運転資金 : 7年以内 (うち据置期間 1年以内)  
設備資金 : 10年以内 (うち据置期間 1年以内)
3. 保証人・担保 : 担保不要、会社等は原則代表取締役が保証人
4. 利率 : 都度変動がありますので、お尋ねください。
5. 信用保証料 : 利用者負担 年0.5%~年1.1%

☛ 日本年金機構からのお知らせ

★短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大  
(令和6年10月から)

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等(現在は被保険者数101人以上の企業等)で働く以下の条件に該当する短時間労働者(パート・アルバイト)の方について、社会保険の加入が義務化されます。

《 加入対象(短時間労働者)の要件 》

- ◇週の所定労働時間が20時間以上
- ◇2か月を超える雇用の見込みがある
- ◇月額賃金が8.8万円以上
- ◇学生ではない

○被保険者が51人以上の企業等とは、

厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(注)が、1年のうち6か月以上、51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

(注)法人事業所の場合は、同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の被保険者数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。



蘇水峡川まつり保存会

“蘇水峡川まつり花火大会”

8月6日(日) 午後7時40分～  
木曾川河畔 八百津橋付近

<https://802hanabi.hp.peraichi.com/>



◇ 花火大会

午後7時40分～午後8時20分 約1,000発

◇ まきわら船

◇ 歩行者天国(露天屋台出店します)

八百津本町通り

※交通規制:午後4時～午後10時まで(※一部午後5時～午後9時まで)

※露天屋台の販売は、午後9時まで

◇ 商工会青年部納涼広場

役場前駐車場 特設会場(午後5時～午後9時まで)

\*4台のキッチンカーがやって来る!

\*青年部による生ビール、チューハイ、ソフトドリンクとかき氷のバザー

\*みんなで踊ろう「盆踊り」

\*大道芸人ブンブクによるパフォーマンス

\*みんなでアフリカ!～西アフリカの伝統音楽を楽しもう～

《 花火観覧に関するお願い 》

八百津橋は、通行できますが花火の観覧は全面禁止となります。

従って、橋上での花火観覧のための場所取りはできません。

また、花火を立ち止まって観覧することもできません。

橋上からの転落防止のためです。何卒ご理解ください。

旧八百津橋は観覧可能ですが、転落防止等の危険が伴いますので、「みなとひろば」での観覧にご協力ください。

《 交通規制中の車両の移動について 》

交通規制中は、地元住民の皆様方を含めて規制区域内で車両を移動することはできません。規制解除になるまでお待ちください。

なお、緊急車両については、この限りではありません。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>